木材業者登録申請書【業態】該当する業態を全て選んで、申請書に記入してください。

※業態区分の定義

略語

（素）	（素）素材生産業	立木の買付・伐採・搬出・販売等を営むもの
（原）	（原）原木販売業	原木の販売（市売、卸売、小売）を営むもの
（材）	（材）製材業	原木及び半製品等の製材加工を営むもの
（集）	（集）集成材業	集成材の製造（構造用、造作用、大断面）を営むもの
（乾）	（乾）木材乾燥業	製材品の乾燥加工を営むもの
（プ）	（プ）プレカット業	建築用プレカット加工を営むもの
（加）	（加）木材加工業	合板、床板、防腐防虫、樹皮処理（バーク堆肥）、土木用材等の製造を営むもの
（チ）	（チ）木材チップ業	木材チップの製造を営むもの
（製）	（製）木材製品販売業	製材品等の販売（市売、卸売、小売）を営むもの
（建）	（建）建材/銘木販売業	建材・銘木等の販売を営むもの
（他）	（他）その他	その他の業種（　　）